

菊池市教育大綱

(案)

菊池市

令和2(2020)年3月

1 大綱策定の経緯

平成 18（2006）年に教育基本法が改正され、国においては“教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項”（教育振興基本計画）を定めなければならないとされるとともに、地方公共団体においても同様の計画を定めるよう努めなければならないとされました。

これを受け、本市教育委員会においては、平成 21（2009）年に今後 10 年間を見据えた「菊池市教育振興基本計画（菊池スピリッツ計画）」を策定し、その前期 5 ヶ年を「第 1 期計画」、平成 27（2015）年からの 5 ヶ年を「第 2 期計画」として総合的かつ計画的に取り組むべき施策を掲げました。

また、平成 27（2015）年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、地方公共団体の長は、総合教育会議の場で教育委員会と協議して、当該地方公共団体の“教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱”（教育大綱）を定めることとされました。

しかしながら、平成 27（2015）年の教育大綱の策定にあたっては、文部科学省初等中等教育局長からの通知で、「教育振興基本計画を定めている場合には、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない」との考え方が示されたこともあり、総合教育会議において、菊池市教育振興基本計画（第 2 期計画）をもって、教育大綱に代えることを決定しました。

2 大綱策定の目的

菊池市教育振興基本計画を教育大綱に代えて 5 年目を迎えました。この間、社会を取り巻く環境は、グローバル化の進展をはじめ、I o T ・ A I 等の技術革新、人口減少・高齢化などにより大きく変化しました。

これらに伴い、教育分野においても学習指導要領の改訂をはじめ、大学入試改革、人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進など新たな施策が進められてきています。

菊池市の未来を担う人財^{※1)}の育成は、本市発展の礎であるとともに市民共通の願いです。また、今日、大きな社会変動とともに先の見えない不確実性の時代にあって、様々な課題や困難に直面しても、自ら学び、自ら考え、判断し、

行動し、自らの“夢”や“幸せ”を実現していく力の創出が求められており、教育や学びへの期待は一層高まっています。

また、「人生 100 年時代」においては、すべての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを活かして活躍できるようにすることが求められており、生涯学習の推進や学習のための環境づくりが重要となっています。

さらに、SDGs^{※2)}の達成に向け、持続可能な社会づくりを担う次世代育成や、近い将来その到来が予想されている超スマート社会（Society5.0^{※3)}に対応できる力を備え、活躍できる人財の育成が求められています。

こうした社会情勢等の変化に的確に対処していくため、教育の目標や施策の根本的な方針を定める、新しい「菊池市教育大綱」を策定します。

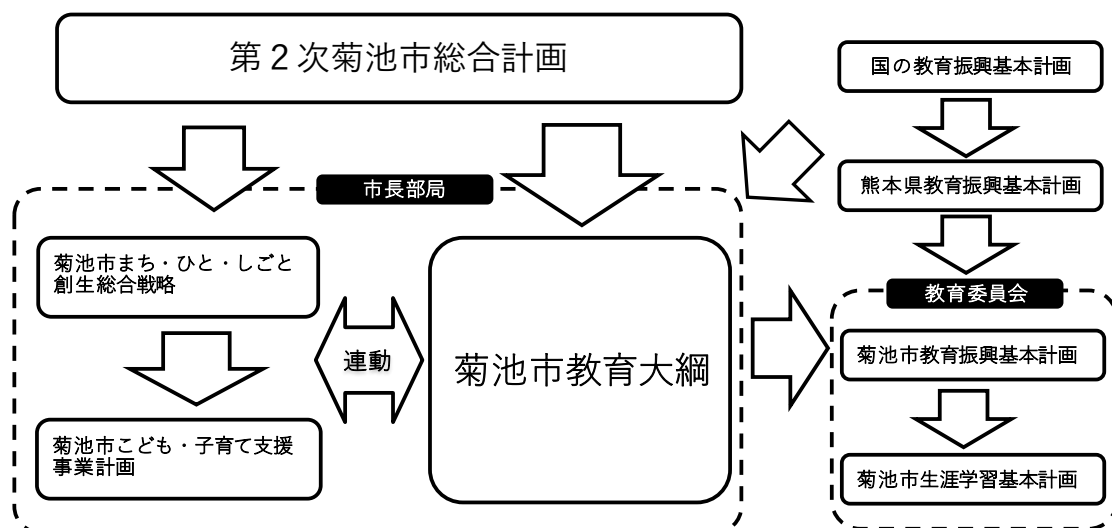
※1) 人財：人は宝（財産）であり、人を大切にしたいという考え方〈造語〉

※2) SDGs：国連サミットで採択された 2030 年までの持続可能な開発目標

※3) Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会

3 大綱の位置付けと期間

【位置付け】



【期 間】

期間：令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度の 5 ヶ年間とする。

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和3年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
教育大綱	菊池市教育大綱 (菊池市教育基本計画を兼ねることを決定)					菊池市教育大綱 (5 ヶ年)					
教育振興 基本計画	菊池市教育振興基本計画 第2期計画					次期教育振興基本計画					
総合計画 基本構想	第2期総合計画 基本構想 (7 ヶ年)							次期総合計画 基本構想			
総合計画 基本計画	前期基本計画 (3 ヶ年)			後期基本計画 (4 ヶ年)				次期総合計画 基本計画			

注) 教育振興基本計画は、県の次期教育振興基本計画（令和2(2020)年度策定予定）に基づいて策定するため、令和2(2020)年度については第2期計画を延長します。

4 基本理念・基本方針

基本理念

“郷土が人を育み 人が郷土を育む 文教のまち菊池”

新たな教育大綱においては、長い歴史の中で培われて、受け継がれてきた「文教菊池」の理念「文武両道・廉恥礼節^{※4)}」を継承しながら、一人ひとりが、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに“夢”や“幸せ”の実現が図られるよう、市民こそって次代を担う人財を育成します。

また、助け合い、励まし合いながら、市民が連携・協働し、豊かな郷土へと歩みつづける“まち”となることを願い、『郷土が人を育み 人が郷土を育む 文教のまち菊池』を基本理念とします。

※4) ^{れんち}廉恥：心清らかで、恥を知る心があること ^{れいせつ}礼節 = 礼儀と節度

基本方針

基本理念である『郷土が人を育み 人が郷土を育む 文教のまち菊池』の具現化を図るため、教育行政に関する基本的な考え方として、次の5つを基本方針として定めます。

1. 子どもの生きる力を育てる
2. 郷土を愛する心を育てる
3. グローカル^{※5)}な人財を育てる
4. 生涯を通じた学びを推進する
5. 文化芸術やスポーツの振興を図る

※5) グローカル:「地球規模の視野で考え、地域視点で行動する(Think globally, act locally)」
という考え方

基本方針1 子どもの生きる力を育てる

- 子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成など、新しい時代に必要な「生きる力」を育みます。
- 様々な未知の課題に臆することなく立ち向かい、「夢の実現」に向かって自ら考え、チャレンジし続ける人財を育成します。
- 命の大切さを学び、互いの価値観や人権を尊重する意識と感覚を持った人財を育成します。
- 家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、子どもたちが地域の中で豊かに学び、成長できるように、学校・子ども・家庭・地域・行政が連携・協働し、未来を担う人財を地域全体で育成します。

基本方針2 郷土を愛する心を育てる

- 郷土への愛着を育み、郷土に誇りを持った人財を育成するため、本市の豊かな自然や歴史、伝統文化を学ぶ機会の拡充に努めます。
- 本市の魅力をも市民全体で共有し、誇れるものとして意識の醸成を図るとともに、その魅力を守り、未来へとつなぐ人財を育成します。

基本方針3 グローカルな人財を育てる

- 語学力やコミュニケーション能力、主体性や積極性、多文化共生や協働等、豊かな感性を身に付け、様々な分野で活躍できる人財を育成します。
- 国際社会で通用する能力やグローバルな視点、経験をもって、地域の課題解決を担い、地域の発展に貢献する「グローバル人財」の育成に取り組めます。

基本方針4 生涯を通じた学びを推進する

- 人生 100 年時代を見据え、ライフスタイルが「教育」「勤労」「引退」の3つのステージから「マルチステージ^{※6)}」へと変化が予想される中、生涯を通じ学びつづけ、学んだことを活かして活躍できるような生涯学習の推進に取り組めます。
- 地域コミュニティの維持や活性化を主体的に担う人財育成に取り組むとともに、すべての市民が地域社会の構成員として、多様な機会を活用し、社会貢献活動へ参画することを促進します。

※6) マルチステージ：リンダ・グラットン著『LIFE SHIFT 100年時代の人生戦略』からの引用。人生を「教育・仕事・引退」の3ステージではなく、複数のキャリアを持ち、多様な人生を歩むこと

基本方針5 文化芸術やスポーツの振興を図る

- 伝統文化の次世代への継承、文化財等の保存・活用を図るとともに、文化・芸術活動を推進し、豊かな感性を持った人財の育成に努め、文化の薫り高いまちづくりに取り組めます。
- 健康づくり・生きがいづくりなど、生涯を通じて日常的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ環境の充実を図ります。